

看護学実習における倫理的手続き確立のための取り組み

実習小委員会

A Report on the Establishment of the Ethical Procedures for Clinical Practice in Aichi Prefectural College of Nursing & Health

Nursing practice subcommittee

キーワード：看護学教育，臨地実習，倫理的手続き，態度育成

I 緒言

本学は開学後，対象者を尊重する倫理観の高い看護職育成を目的として，倫理的態度育成に資する教育を実施してきた。さらに，守秘義務や個人情報保護の法的な施行，研究倫理指針の整備等の社会的要請を先取りし，倫理に関する課題を論議してきた。

特に看護学教育の臨地実習では倫理的問題が生じることが予測され，その対応に向けて本学の方針を決定すべく，平成15年度から看護系の教員が組織する実習小委員会が中心となって，全学的に取り組んできた。本学は付属病院を有しない単科の看護大学であり，多くの学外施設に実習を依頼している。これらの施設への調査から，実習での倫理的手続きについての論議が不十分であり，各施設の意見が異なることが明確になった。全ての施設に共通した手続きの策定は不可能であったため，平成16年度に「愛知県立看護大学実習倫理の方針」を決定し，それに基づき各施設の状況に応じた手続きを調整してきた¹⁾。平成17年度は，倫理教育に関する教育内容の調査を全学的に実施すると共に，看護学実習における倫理的手続きに対する学生の評価について，質問紙調査およびグループインタビューによる調査を行った。

本学の教育活動の一環として，この3年間に取り組んだ「看護学実習における倫理的手続き確立のための取り組み」に関し報告する。

II 取り組みの実施プロセス

1. 動機と背景

現在，医療現場では，一人一人の人権を守り多様な価値観を持つ個々人の生活の質を大切にする考え方が，行動の基盤になっている。しかし，現実には，高度な医療技術の発達から生じる問題や，人権擁護にかかわる医療上の倫理的課題等が山積している。一方，個人情報保護法等の法的な面からの社会的な責務も医療者に求められている。この状況下，看護教育は大学化が進み，学士課程として質の高い看護実践能力を持つ人材育成に必要な教育内容・方法の有り様が検討されてきている。

本学では，この社会的情勢の変化と看護教育全体へのニーズを先取りし，学生の倫理的な態度育成をめざした教育・研究の体制づくりの検討を行ってきた。研究倫理に関しては平成15年度から組織化し，大学全体で研究倫理審査を実施してきている。

また，本学は付属病院を有しない単科の看護大学であることから，看護学の臨地実習は多くの学外施設に依頼している。これらの臨地実習において，受け持ち患者からの同意を得ることや個人情報の取り扱い等を含む倫理的手続きについて，教員から具体的に数多くの問題提起がされ論議を重ねた。実習施設それぞれに対応した解決が必要であるが，学生の倫理的態度育成のためには一貫した教育の基本方針も重要である。これら双方が網羅出

来る倫理的手続きについて、本学として具体的な見解を早急に持つことの必要性が話し合われ、平成15年6月に実習倫理ワーキンググループを立ち上げ、臨地実習における倫理的手続きに関して全学的に検討する取り組みを開始した。

2. 看護学教育における意義

本学は、実習施設を併設しておらず、9つの看護学(基礎、小児、成人、老年、精神、地域、看護管理、母性、助産学)の臨地実習で、平成15年度は47、平成18年度は59と多施設で実習を行っている。したがって全学的な基本方針となる「愛知県立看護大学実習倫理の方針」(以下、「方針」とする)を作成し、それに沿って各実習、施設ごとに具体的に倫理的手続きを確立してきた。この取り組みは各看護学領域および各施設での共通性と、各実習、各施設の特徴を活かし具体的に対応することができる。これは、実習指導全体として倫理的規範の内の一貫性が保たれ、学生の倫理的な態度育成にとって有効である。

また、倫理的手続きの確立の過程とその成果は、本学とその実習施設での今後の発展性を含めた活用にとどまらず、すべての看護学教育課程でも活用が可能である。

3. 目標達成に向けてのプロセス

この取り組みの目標は、臨地実習の倫理的手続きを確立させることである。この取り組みを全学的に行うにあたり、図1に示す取り組みのプロセスを経た。

倫理的手続き確立のためには臨地実習の施設との連携が必須であることから、平成15年度に各施設における実態とニーズについて全47施設に調査を行った。その結果、患者からの同意は口頭での対応が多く、文書での確認や記録物の取り扱い等倫理的手続きについて今後の検討段階である現状が明らかになった。

そこで本学としての基本方針を明らかにし、その上で各施設と具体的な手続きを確立する必要性について看護系教員で論議し、平成16年度には、本学としての実習の倫理の方針作成を行った。この「方針」の作成には、調査結果を活用した帰納法的アプローチと共に、演繹的なアプローチとしてa)倫理原則(倫理学・臨床倫理・生命倫理・看護倫理に関する文献から検討)、b)倫理綱領(世界医師会・国際看護師協会・日本看護協会等の倫理綱領から検討)、c)学会等の取り組み(全国規模の看護系学会の取り組みから検討)、d)法的側面(実習倫理に関する法理としての検討)からの検討を加えた¹⁾。これ

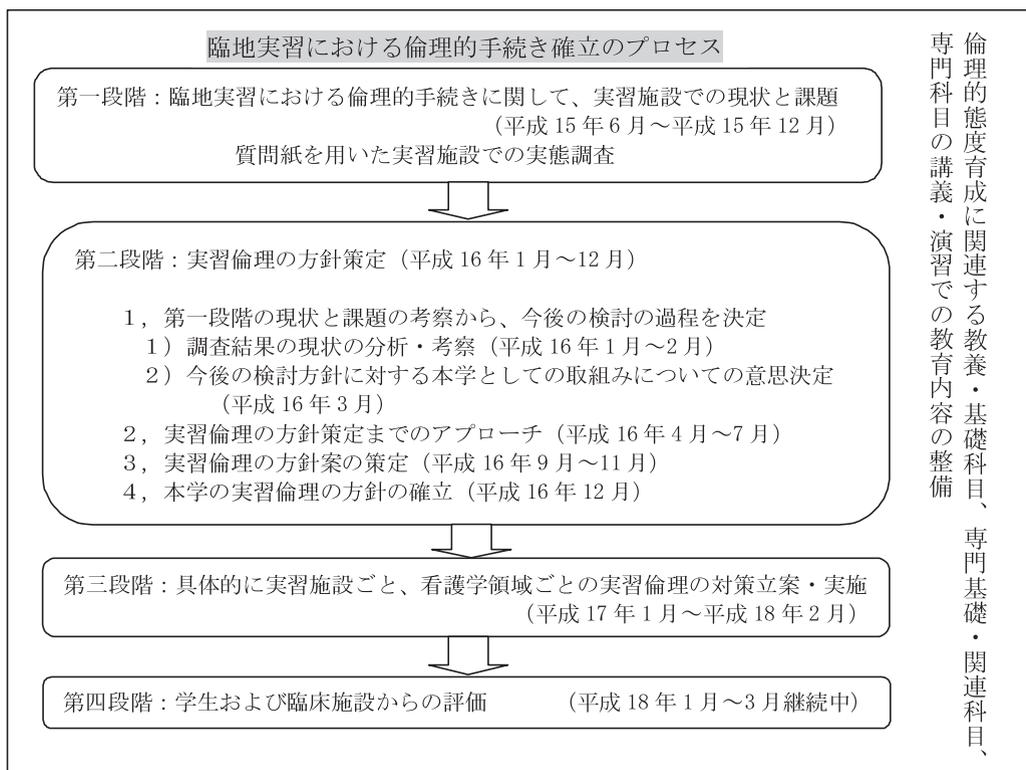


図1 臨地実習における倫理的手続き確立の取組プロセス (平成18年4月現在)

表1 愛知県立看護大学実習倫理の方針

倫理の原則		方針
善行・無害 do good don't harm	善を行い、害を避けることなど	・実習における看護ケアの責任は施設側にあること、学生指導の責任は大学側にあることを了解する。 ・学生が実施する技術は、既に習得した技術であること、実習指導者 ^{注)} ないし教員の指導の下に看護ケアを行う。
正義・公平 justice fairness	適正かつ公平なヘルスケアの提供など	・学生が看護ケアを行う対象を選択するとき、国籍・人種、民族、宗教、信条、年齢、性別および性的指向、社会的地位、経済的状态、ライフスタイルなどで差別しない。さらに、対象の個別的な特性やニーズに応じて、公平に看護ケアを行う。
自律 autonomy	自己決定、自由な意思決定など	・学生が実習指導者の責任の下に看護ケアを行うことについて、対象が理解できる十分な説明を行い、対象が自己決定できるようにする。 ・実習指導者の責任の下であっても、学生が看護ケアを行うことに同意するか否かは自由であること、また同意後であってもそれを撤回できることを対象に説明する。 ・学生が看護ケアを行うことを拒否したり、同意後に撤回しても不利益を被らないことを対象に説明する。
真実・誠実 truth truth-telling	真実を告げる、嘘を言わない、正直であるなど	・学生は、自己の責任と能力を的確に認識できるようにし、看護ケアの実施について誠実に対応する。
忠誠 promise-keeping fidelity	守秘義務、約束を守るなど	・対象からの情報収集は必要最小限とし、実習記録には対象個人を特定する情報を記載しない。 ・対象名と学生を連結する書類は、病棟あるいは施設内に保管し、その管理責任者は施設側の責任者とする。 ・電子化されている情報の取り扱いは、その施設での情報保護規程を遵守する。 ・非連結の手続きをとった実習記録については、学生が管理する。

注) 実習指導者とは、施設側の看護職であって、実習中に学生を直接指導する者をいう。

らを看護系教員全員で「検討→案策定→討議」の過程を繰り返し共通認識を深めながら精選し、さらに全教員での討議過程を経て「方針」(表1)として作成した。

この「方針」のもと、平成16、17年度に各看護学、各施設に応じた倫理的手続きについて具体的に実習要項に記述し実施した。17年度には、この経過について、全学生、教員、実習施設の責任者から評価を得た。

また、看護学の臨地実習は専門科目である看護学の統合的な内容であり、その看護学は教養・基礎科目、専門基礎・関連科目の教育内容と有機的に関連している。学生の倫理的な能力育成を目的とした臨地実習の倫理的手続きの確立には、これら看護学以外の科目と、看護学の講義における教育内容の整備充実も重要である。このため、全科目の倫理に関する教育内容の確認を行い、内容的な充実をはかった。

4. 直面した問題とその解決プロセス

この取り組みを実施するにあたり、各看護学領域および全学の共通認識を得るために討議過程で時間を要する。このため、討議過程を綿密に計画立案し、時間を有効に使う努力をし、日頃から話し合いが円滑にできるよう教員間のよりよい関係の樹立に心がけた。また、実態調査の結果から倫理的手続きに対する施設間差異が大きく、大学側の基本方針策定の必要性が示唆され作成した。その上でそれに沿った個別の方針案を策定し実施した。

III 取り組みの特性

1. 教育効果を上げるための工夫

倫理的手続きを確立するために、「各教員→各看護学領域→教員全員」の討議過程をふむことで、教員間での解釈が相違していることや、倫理的な価値観の相違、学生に求める能力の相違などが明らかになった。さらに討議を重ねることにより、倫理的な価値観が多様であってもよく、かつ、これはバラバラではないという共通認識につながり、倫理の内的な一貫性を保つことにつながった。この倫理的手続きに重点をおいた指導では、各実習オリエンテーションで学生に説明し、実習場で再確認し、更衣室等において掲示等(図2、3)で学生が倫理的手続きの重要さを繰り返し確認出来るようにした。カンファレンス時にも倫理的なジレンマや手続き上の困惑を討議する等、考察する機会を設けた。

また、各施設とも倫理的手続きを通じ討議していくことで、本学と各施設との間で実習指導へのモチベーションが上がり、指導体制が円滑になっている。

2. 学生の人的成長を促すための工夫

臨地実習における倫理的手続きの確立は、学生にとって倫理的な行動モデルとなっている。また、この倫理的手続きの確立過程で、教員の価値観や観点の提示、討議、



図2 更衣室のポスター風景

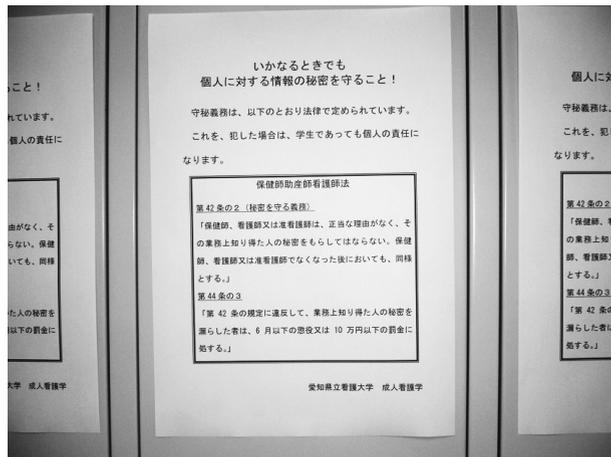


図3 倫理に関するポスター

表2 倫理に関する教育内容

教育内容の項目	項目数 (%)			
	教養・基礎科目	専門基礎・関連科目	専門科目 (看護学)	合計
個人情報と守秘義務	2	0	26	28(26.7)
人格の尊重と人権擁護	2	4	32	38(36.2)
歴史・法律・条約・綱領・倫理規定など	4	4	8	16(15.2)
医療参加と自己決定	0	3	7	10(9.5)
医療事故と職務責任	0	1	6	7(6.7)
その他	0	0	6	6(5.7)
合計	8(7.6)	12(11.4)	85(81.0)	105(100)

注) 専任教員が担当している教育内容の抽出

学生間の討議の機会をつくる等を日頃から行うことにつながり、現在も継続している。例えば、実習のまとめの位置づけとしての看護学演習での討論、さらに、この取り組みの評価段階での自由な討論を通し、フィードバックしている。これら倫理的手続きの確立とその過程を通し、学生が自ら感じ、考察し質の高い倫理的態度の育成へとつながっている。

3. 現代的課題への対処

現在、医療現場では、多様な倫理的課題が山積している。この中で、一人一人の人権を守り多様な価値観を持つ個々人の生活の質を大切にす倫理観の高い医療者の育成が社会から求められている。これに対し、いかに看護学教育で取り組むか具体的実施可能な対応策が急がれている。このため、本学が実習施設も含め、全学的に段階的に取り組んできた倫理的手続きの確立の過程とその成果は、看護学教育課程での今後の発展性を含めた活用にとどまらず、医療に関連するすべての教育課程でも活

用が可能である。

IV 取り組みの組織性

1. 取り組みの意義・価値を構成員が共有するための工夫

この取り組みに対し全学的に委員会活動の一環として位置づけ討議を重ね、「方針」を作成した。これにより全学的な共通認識を得た。また、この「方針」のもと、実習施設ごとに説明と討議を重ね具体的な倫理的手続きを作成したことで施設側とも共通的な理解を得た。

2. 取り組みへの教職員・学生の関与

教員59名(助手を含む)全員が、この取り組みの討議過程に参加している。また、職員22名は討議のための資料作りや、調査への協力、実習施設との連絡調整等に当たっている。

さらに、実習倫理の基礎となる「倫理」に関する教育

内容の調査では、31科目が「有り」と回答し、その内訳は教養・基礎科目6科目(19.4%)、専門基礎・関連科目3科目(9.7%)、専門科目(看護学)22科目(71.0%)で、教育内容は表2に示すように延105項目であった。教養・基礎科目は8項目(7.6%)、基礎・専門科目は12項目(11.4%)、専門科目(看護学)は85項目(81.0%)で、全体の教育内容は、個人情報と守秘義務に関するもの28件(26.7%)、人格の尊重と人権擁護に関するもの38項目(36.2%)、歴史・法律・条約・綱領・倫理規定に関するもの16項目(15.2%)、医療参加と自己決定10項目(9.5%)、医療事故と職務責任7項目(6.7%)その他6項目(5.7%)であった。科目群ごとの主な教育内容は、基礎・教養科目では、個人情報と守秘義務、人格の尊重と人権擁護、歴史・法律・条約・綱領・倫理規定に関するものであり、専門基礎・関連科目と専門科目(看護学)では、さらに医療参加と自己決定、医療事故と職務責任に関する教育が行われていた。

「倫理」に関する教育内容の調査からは、いずれの科目においても科目群の特性による倫理の教育が実施されていることが確認された。

3. 取り組みに対する学内支援体制

学内全体の支援体制としては、第一に、倫理的手続き確立の取り組みの重要性についての認識が一致している点である。これは、学内全体でのモチベーションが高くなるため、取り組みに全教員が積極的に参加し、対策を立案し、実施へと進めることができる。例えば、調査の実施においても教職員が協力して役割分担を担って行ってきた。

第二は、このプロセスを通し、他の大学の現状や文献等を用いて検討し討論していくこと自体が、FD活動にもつながっている。

V 取り組みの有効性

この取り組みを通じてどのような教育効果が上がったかについては、平成16年度の「方針」の作成から約1年後にあたる平成18年1月～2月にかけて、全学年の在校生を対象に、「方針」の各項目に対する理解度と実施度について、学生の自己評価(無記名式自記式評価票による)から測定した。また、より具体的な場面・内容から、その教育効果を明らかにするために、「方針」に基づいて倫理的手続きを調整した各実習施設の環境において、平成

17年度の各看護学実習を終了した3年次の学生を対象に、『「方針」に基づいた実習を実施して良かったと感じる場面及びとまどった場面』について、グループディスカッションによる質的調査を実施した。教員および臨床現場の管理者、指導者からの評価については、「方針」に基づいた実習に対する意見を自由記載形式の質問紙によって調査し、検討した。

以下に上記概要を示し、この取り組みの有効性について述べる。

1. 学生の自己評価からみた有効性

「方針」の各項目に対する理解度(4段階評定法「4:かなり理解している」「3:少し理解している」の合計)は、全学年では11項目中9項目において90%以上の理解度を示し、最も高い「対象からの情報収集は必要最小限とし、実習記録には対象個人を特定する情報を記載しない(個人情報の保護)」の98.2%を始め、5項目で96.0%を超えていた(表3)。これにより、実習倫理という実態のつかみにくい概念の理解を高めることにおける、この取り組みの有効性が確認された。また、約80%の理解度にとどまった項目が2項目あったが、「方針」の中に、その内容を項目立てして明確に示したことにより、学生の各項目に対する理解の難易度が明らかになり、理解を深めるための課題や方策を検討する上でも有効に活用できることが明らかになった。

一方、この「方針」に基づき、実際の実習場面でどの程度実施できたかについては、上記11項目中、学生が実施できる8項目に絞ってその実施度(4段階評定法「4:かなり実施できた」「3:少し実施できた」の合計)を測定した。その結果、8項目中4項目で90%以上の実施度が得られ、一定の教育効果が得られたことが確認されたが、同時に、学生がケアを行う際に、「患者である対象者自身が自己決定できる」、「対象者からの同意を得る」、「同意後でもそれを撤回できる」などを対象者に説明する項目においては、理解度に比して実施度が低く、これらが学生にとって実施できにくい項目であることが明確になった。

これらを学年別にみると、1年次・2年次では比較的高い理解度に比し、実施度が低い傾向がみられるが、3年次・4年次では理解度、実施度も高値を示し、特に3年次生では、理解度で5項目、実施度で1項目が100%を示すなど、その有効性が顕著に示された。同様に、理解度と実施度の差もかなり少なくなる傾向がみられたが、

表3 方針についての理解度と実施度：「かなり/少し」の合計（％）

方針：項目の内容	全体			1年生			2年生			3年生			4年生		
	理解度	実施度	差	理解度	実施度	差	理解度	実施度	差	理解度	実施度	差	理解度	実施度	差
1 責任の所在	92.1	/	/	96.2	/	/	90.9	/	/	90.1	/	/	91.8	/	/
2 指導下のケア	96.8	93.9	2.9	98.7	93.6	5.1	96.3	94.4	1.9	97.2	95.7	1.5	95.9	95.9	0.0
3 対象選択の公平	96.0	88.6	7.4	98.7	78.0	20.7	94.5	83.3	11.2	100.0	98.6	1.4	91.9	97.3	-5.4
4 対象の自己決定権の説明	96.1	79.7	16.4	93.6	64.1	29.5	94.6	75.9	18.7	100.0	91.5	8.5	97.3	90.5	6.8
5 学生ケアへの同意・拒否の説明	93.9	68.6	25.3	94.8	57.9	36.9	90.9	64.1	26.8	98.6	80.3	18.3	91.9	78.1	13.8
6 拒否時の不利益の説明	92.5	/	/	88.5	/	/	85.5	/	/	100.0	/	/	95.9	/	/
7 誠実に実施	97.1	92.8	4.3	96.1	91.0	5.1	98.1	90.7	7.4	100.0	97.1	2.9	97.3	94.6	2.7
8 個人情報の保護	98.2	95.7	2.5	97.4	97.4	0.0	96.3	96.3	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	91.9	8.1
9 連絡書類の保管	90.3	/	/	87.2	/	/	90.9	/	/	94.4	/	/	90.5	/	/
10 電子化情報の取り扱い	78.9	74.1	4.8	82.1	88.2	-6.1	76.4	76.9	-0.5	84.3	82.6	1.7	74.3	73.9	0.4
11 実習記録の管理	77.1	90.0	-12.9	82.0	90.8	-8.8	76.4	88.9	-12.5	78.6	95.7	-17.1	73.9	91.8	-17.9

注1) 配布数：全体329 1年生79 2年生81 3年生79 4年生90
 有効回収率：全体280 (85.1%) 1年生79 (100%) 2年生56 (69.1%) 3年生71 (89.9%) 4年生74 (82.2%)
 注2) 「方針：項目の内容」の詳細については、表1を参照
 注3) 太字は90%以上

これは平成16年度後半から17年度において、「方針」を用いて各看護学領域・各施設での実習を行った3年次・4年次における積み重ねの効果として現れたものと考えられ、有効性が確認された。

また、方針の具体化の一端として、対象者への説明とともに同意書や誓約書などへの署名を経験した学生においては、98.0%が「実習を行うことに責任を感じた」、64.0%が「実習意欲が高まった」と答え、実習への積極的姿勢を形成する上でも有効性が確認された(表4)。

表4 同意書や誓約書に署名した時の気持ち：「かなり/少し」の合計（％）

	全体	学年			
		1年生	2年生	3年生	4年生
責任を感じた	98.0	97.4	96.7	100.0	97.0
怖くなった	50.0	56.4	63.3	43.5	46.1
意欲が高まった	64.0	71.8	73.3	65.1	53.8
疑問に感じた	18.8	25.6	20.0	12.7	20.0

注) 該当する回答者数：全体197 1年生39 2年生30 3年生63 4年生65

2. 学生のグループインタビューからみた有効性

グループインタビューの結果、教育効果として以下の5点が抽出された(表5)。

1) 倫理手続きを遂行することをとおして倫理観を身につける

学生は「方針」の詳細な内容を暗記してはいなかったが、それが実習要項に記載されていることを理解していた。各実習施設に応じて調整された倫理上の具体的な手続き、例えば、学生の実習記録から患者名の欄を削除したこと、学生氏名と受持ち患者氏名を記載した一覧は病棟内から持ち出すことなく実習終了時に病院の秘密文書処理の手順に従って廃棄すること、患者の情報はメモ帳に記入せずに承認を受けた実習記録用紙に記載すること、などであるが、学生はこれらの手続きを遂行することを通して、倫理観を身につけていた。

2) 繰り返し目に入る条文をとおして守秘義務を身につ

表5 学生のグループインタビューから抽出された結果

a. 倫理手続きを遂行することをとおして倫理観を身につける
b. 繰り返し目に入る条文をとおして守秘義務を身につける
c. 患者から同意を得る手続きをとおして義務と責任と意欲を感じる
d. 学生は無資格であることを自覚し看護ケアの責任の所在を考える
e. 医療現場の倫理についてクリティカルに見つめる姿勢が生まれる

ける

実習施設における学生更衣室の各ロッカーに、法律上の守秘義務と罰則規定、個人情報保護法の抜粋を記したポスターを掲示したこと(図2, 3)が、病院内外で学生が自律的に守秘義務を遂行することに貢献していた。毎日、朝夕の更衣時に、否が応でも目にはいるため、自然と条文を読むこととなり、その都度身が引き締まるとの意見であった。

3) 患者から同意を得る手続きをとおして義務と責任と

意欲を感じる

次に、実習時にケアに参加するにあたり、同意を得る手続きを多くの学生が経験している。その手続きによって、同意あるいは拒否といった患者の意思を学生はストレートに受け止めることとなる。そのため、実習できて当たり前といった学生中心の思考から、同意していただいて嬉しい、その意思に応えるよう実習を頑張ろうといった考えに変化していた。同時に、学生自身も同意書に署名するため、責任の重さを感じていた。

反面、患者の同意が得られないまま実習時間が経過することもあり、学生の学ぶ権利とのジレンマを感じていた。

4) 学生は無資格であることを自覚し看護ケアの責任の所在を考える

学生は無資格であることから、提供する看護ケアの責任は病院側にあることを「方針」には明記している。そのことは十分理解され、指導者あるいは教員と共に実施すべきか、学生1人で実施できるケアであるかを常に考えていた。反面、指導者が多忙であるため指導を受けることができず、患者との約束の時間にケアを実施することができない場面が少なからず認められた。医療の責任の所在に関する倫理と患者との約束を守ることの倫理が、相反する状況を引き起こし、学生にジレンマを感じさせていた。

5) 医療現場の倫理についてクリティカルに見つめる姿勢が生まれる

パソコンのオーダーリングシステムにログインした状態で医療者が席を立つ場面、同意を得る方法に関する施設間での相違、倫理に関する指導者間の態度の相違など、多くの施設におけるさまざまな場면을体験する中で、クリティカルに見つめて、あるべき姿を論議する姿勢ができていた。

3. 教員および臨床現場からの評価

教員側からの評価として、この「方針」を実際に用いたことに関して、「従来からも行われてきた内容でありながらも、共通認識が持ちにくかった。しかし、「方針」として示すことにより学生への説明や指導が統一して行えるようになり、また、多くの実習施設に対しても大学の統一見解として提示することにより、共通認識を得やすくなった」という、指導上の利点がまずあげられた。また学生への教育上の効果としては「倫理に関する内容を具体的に理解できるようになった」「学生が責任を持っ

て実習に臨むようになった」「同意を得て実習を行うことで、実習に安心して臨めるようになった」という学生の姿勢や意欲の変化から、その効果を実感していた。

一方、看護学実習を受け入れる臨床側の評価では、本学の「方針」について、「学生の倫理観の基本になり得るためよい」「学生の頃から専門職としての倫理観を育てていくのによい」「実習を通して指導を受けることで倫理的な感受性が徐々に身についていく」など、学生の倫理観を養うことへの効果を指摘する声が多かった。また、「内容が明確に示され、わかりやすい」「誰もが理解できる内容」「病院の方針に沿っている」「看護者の倫理綱領にそっている」など、本学が示した内容についての理解も示され、「病院のガイドライン以上に大学側が慎重に対処している」「大学側がきちんと責任を持って取り組んでいる」「大学側が倫理にとっても力をいれているため、取り組みが遅れている臨床側の意識が少しずつ変化している」など、本学の取り組みに対する臨床への効果をも指摘していた。反面、「対象の特性によっては、必ずしもこの原則に従えない場合がある」等、今後の検討課題への指摘もあった。

以上を総合的にみると、本学の「方針」に基づいた教育の取り組みは、実習を受け入れている臨床現場における共通認識を得る上でも有効であることが確認された。

VI 今後の課題

評価の結果から、今後の課題は以下の5点であった。

- 1) 看護学実習科目ごとに調整してきた各実習施設における倫理的手続きを明文化して、科目間で手続き上の不整合がないように調整する。
- 2) 他大学でも応用が可能なように、実習施設の状況によって大別し、「愛知県立看護大学実習倫理の方針」に基づく倫理の手続きを標準化する。
- 3) 学年ごとに倫理教育の成果に関する縦断的な調査を行い、縦断的評価、横断的評価を継続する。
- 4) 評価の結果から、「方針」と倫理の標準的手続きを確定する。
- 5) 実習施設と協働して看護職員の倫理観育成に、看護学実習の倫理的手続きをとおして貢献する。

VII 将来展望

付属の実習施設を有しない看護系大学は実習に苦慮し

ているが、その条件を利用して教育効果を高める工夫が重要であると考えられる。看護学実習において学生自身が実行する手続きをとおして、倫理観が育成されることが分かってきた。一方、手続きを実行しているものの、「方針」を理解していなかった学生もいた。そのため、倫理的手続きをとおして「方針」を確認することによって、倫理的態度育成に貢献すると考えられる。

本学で取り組んできた「看護学実習における倫理に関する教育」の成果は、医療系の課程を有する他大学でも十分に応用できると考える。

謝辞

この取り組みにあたり、本学の看護学実習病院・施設にご協力をいただきました。また、全学的な取り組みと

して、教養基礎科目、専門基礎科目の諸先生を始めとして、看護学助手諸姉、事務局職員の方々にもご協力をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

この報告書は、平成18年度「特色ある大学教育支援プログラム」への申請書を中心に構成され、実習小委員会においてこれを担当した大島弓子、岡田由香、鎌倉やよい、佐久間清美、山口桂子の5名が中心となって作成した。

文献

- 1) 大島弓子, 鎌倉やよい, 岡田由香, 大須賀恵子: 実習における倫理方針策定に関する本学の取り組み—倫理的手続き上の実習施設の現状をふまえて. 愛知県立看護大学紀要, 11, 59-67, 2005.